

受け付けは2月16日(火)から3月15日(月)まで

# 「所得税の確定申告」と「市県民税の申告」

税金の申告時期まであと1か月。準備は済みましたか？

今年は新型コロナウイルス感染症予防のため、会場の入場制限を行います。  
感染リスクを下げるため、郵送や電子申告(e-Tax)も利用しましょう。

## 申告が必要な人

### 〈所得税の確定申告〉

- 事業や不動産などの所得がある人で、所得が基礎控除(48万円)とそのほかの所得控除の合計額を超える人
- 給与収入が2,000万円を超える人
- 給与所得者で、給与所得以外の所得が20万円を超える人
- ※20万円以下でも市県民税の申告は必要です。
- 2か所以上から給与の支払い

を受けている人

- 公的年金収入が400万円を超える人、または400万円以下でそのほかの所得が20万円を超える人
- 各種控除を追加し還付を受けようとする人

### 〈市県民税の申告〉

- 今年の1月1日現在市内に住んでいて、令和2年中(1~12月)に事業、不動産、利子、配当、給与、雑、譲渡、一時、山林などの所得があった人
- 公的年金の収入のほかに所得がある場合や、各種控除を追

加したい人

- ※所得税の確定申告書を提出した人や、給与所得だけで勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人のほか、これらの人に被扶養者として申告(報告)されている人の申告は不要です。
- 収入がなくても申告を

申告書裏面の「収入がなかった方等の記入欄」に記入し、提出してください。申告しないと各種証明書の交付や、国民健康保険税の軽減のほか、各種福祉サービスなどに支障が出る場合があります。

## 申告会場と受付日時など

会場	受付日時	内容	期間前の受け付け
銚子商工会館	2月16日~3月15日 午前8時30分~午後4時 ※土・日曜日、祝日を除く。	○所得税 ○消費税	○収入が公的年金のみの方は1月29日(金)までは銚子税務署で、2月1日(月)からは銚子商工会館で受け付け。
市役所本庁分室	2月16日~3月15日 午前8時30分~午後4時30分 ※土・日曜日、祝日を除く(日曜日は一部開設)。	○市県民税 ○所得税 ※青色申告や分離譲渡所得(土地・建物や株式を売ったときなど)は受け付けできません。	○市県民税の申告、作成済みの確定申告書の提出は1月20日(水)から税務課の窓口で受け付け。 ○給与所得者や年金所得者の還付申告に限り2月15日(月)から受け付け。

※混雑を避けるため入場券を配布(銚子商工会館はオンライン事前発行もあり)しますので、指定された時間に会場へ来場してください。状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります。

## 市役所で日曜申告相談会を開催

2月28日と3月7日に市役所本庁分室で開催します。平日仕事などで都合のつかない人は利用してください。受付時間、内容は上表のとおりです。

## 市役所で申告する際 の注意事項

### 〈感染症予防のため混雑緩和に協力を〉

●会場への入場を制限するため入場券を配布します。指定された時間に来場してください。  
※市役所内での待機は控えてください。

●経費や医療費などは集計を済ませてから来場するようにし、申告会場での集計作業は行わないでください。

●受付開始直後や月曜日、火曜日、雨天の日は混雑するので、日程を調整できる人はこれらの日を避けてください。  
●介助が必要な場合などを除き、なるべく一人で来場してください。

●相談の必要がない人は、郵送や電子申告(e・Tax)を利用してください。

### 〈その他の感染防止対策〉

●入場時の検温に協力してください。37・5度以上の熱がある人や、体調が悪い人は入場できません。

●マスクの着用と手指消毒をしてください。

### 〈駐車場〉

●本庁中庭駐車場は混雑するので、二中の東側にある専用駐車場を利用してください。

## 無料相談会

### 税務署による相談会

期日／2月3日(水)、4日(木)

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

※混雑状況により早めに締め切

●場合があります。  
会場／市役所本庁分室  
内容／所得税(青色申告・分離譲渡所得などを含む)、消費税など

### 税理士による相談会

●小規模事業・給与・年金にか

かる所得税、個人消費税

期日／2月3日(水)、4日(木)

会場／市役所本庁分室

●相続税・贈与税

期日／2月19日(金)

会場／第二市民会館

### 〈共通事項〉

受付時間／午前9時30分～正午、午後1時～3時30分

午後1時～3時30分

※混雑状況により早めに締め切る場合があります。

## 自宅でe・Tax

●国税庁のホームページで、所得税・消費税の申告書、青色申告決算書・収支内訳書などを作成できます。画面の案内に従って、金額などを入力するだけで申告書が作成できます。自動で計算されるので計算誤りがありません。

●マイナンバーカードかID・パスワード方式を利用することで、自宅のパソコンやスマホな

どから申告書を送信できます。

●ID・パスワードは、申告する本人が税務署で申請できます。手続きには運転免許証などの本人確認書類が必要です。

### 問い合わせ先

●所得税の確定申告  
銚子税務署

☎0479・22・1571

●市県民税の申告

市税務課税班

☎62・5321



## 確定申告などの際に必要な 公的年金の源泉徴収票を発送中

1月中旬から届く「令和2年分公的年金等の源泉徴収票」は所得税の確定申告などの際に必要です。届いたら大切に保管してください。

2か所以上に提出の必要があるなど再交付が必要な場合は、ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)で受け付けています。連絡するときはマイナンバーか基礎年金番号が必要です。

※050から始まる電話からは(☎03-6700-1165)へ。

受付時間／●月～金曜日：午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時まで) ●第2土曜日：午前9時30分～午後4時

くわしくは佐原年金事務所(☎0478-54-1442)へ。

## 医療費控除の手続きが明細書の添付に変更されています

○医療費控除を受ける場合、領収書ではなく「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。医療費控除の明細書は、国税庁のホームページからダウンロードするか、市税務課の窓口で入手できます。



※明細書の添付がない場合は控除が適用されません。

○医療保険者から交付された医療費通知(医療費のお知らせなど)を添付すると、明細の記入を省略できます。

○領収書は自身で5年間保存する必要があり、税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。

## 中学生の「税についての作文」 市内から3人が受賞 ※敬称略

東京国税局長賞／浪川日向子(海上中・3年)

旭市長賞／八本梨楓(海上中・3年)

千葉県旭県税事務所長賞／荒沢里那(二中・3年)